

## 株式会社読売巨人軍と文京区との相互協力に関する協定

株式会社読売巨人軍を甲とし、文京区を乙として、甲と乙は、相互の協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が野球を中心としたスポーツの発展及び振興のため相互協力し、もって地域社会におけるスポーツの発展と区民の健全育成に寄与することを目的とする。

(相互協力)

第2条 前条の相互協力の事業は、次のとおりとする。

- (1) 野球その他のスポーツの普及・振興事業
- (2) 甲と区民との交流事業
- (3) 甲に対する区施設の提供
- (4) 社会貢献事業
- (5) その他本協定の目的を達成するため甲、乙が必要があると認めた事業

2 前項第3号に基づく施設の提供については、別途覚書により定めるものとする。

(協定存続期間・解除)

第3条 この協定の存続期間は、協定の締結の日から2年とする。

2 前項の期間満了の日の90日前までに、甲、乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

3 この協定は、甲、乙のいずれかの申出により解除することができる。その際、協定を解除しようとする日から起算して90日前までに相手方へ通知しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第4条 甲と乙は、この協定から生じる権利義務を第3者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙  
双方で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成18年12月15日

東京都千代田区大手町2丁目1番1号

甲 株式会社 読売巨人軍

代表者 代表取締役社長

桃井恒和

東京都文京区春日1丁目16番21号

乙 文京区

代表者 文京区長

煙山力